



KPMG Newsletter

KPMG Insight

会計・開示／税務 Digest

会計・開示情報（2022.12 - 2023.1）



Vol. **59**

March 2023

会計・開示情報 (2022.12 – 2023.1)

有限責任 あずさ監査法人

会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

会計・開示ダイジェスト
最新号はこちらからご覧
いただけます。



<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2021/01/accounting-digest.html>

2022年12月号

企業会計基準委員会 (ASBJ) 及び日本公認会計士協会

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

【改正案】

① 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」等

企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正を受け、連結財務諸表規則について所要の改正を行うことが提案されています。また、連結財務諸表規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(金融庁告示)の一部改正(案)等も合わせて提案されています。なお、本改正案に対するコメントの募集は2023年1月31日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説速報(2023年1月12日)

【Information】

① 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告

本報告書は、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示の見直しとサステナビリティ開示について、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」で審議した結果を取りまとめたものです。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説速報(2023年1月13日)

法務省

【改正】

① 電子提供制度における電子提供措置事項記載書面等に関する「会社法施行規則等の一部を改正する省令」

本改正では、株主総会資料の電子提供制度に関して、書面交付請求をした株主に交付する「電子提供措置事項記載書面」について、記載

を省略できる事項が拡大されています。また、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度に関しても、その対象となる事項が拡大されています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2023年1月6日）

国際会計基準審議会 (IASB)、 IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準審 議会 (ISSB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

米国財務会計基準審議会 (FASB)

【最終基準（会計基準更新書（Accounting standards update; ASU））】

1

ASU第2022-06号「参照金利改革（トピック848）：トピック848の適用終了日の延期」

LIBOR等の金利指標の公表が停止することに伴う会計処理の影響緩和策として公表されたトピック848「参照金利改革」は時限的に適用が認められており、2022年12月31日以降の適用は禁止されていました。

2021年に英国金融行動監視機構（Financial Conduct Authority:FCA）は、一部の米ドル建LIBORの公表停止を2023年6月30日と決定しました。米ドル建LIBORを参照する取引の条件変更の多くが当初の適用終了日（2022年12月31日）より後に行われる可能性があるため、トピック848の適用終了日を2024年12月31日まで延期しています。

KPMG関連資料：
Defining Issues（英語）

2023年1月号

企業会計基準委員会 (ASBJ) 及び 日本公認会計士協会

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

【改正】

① サステナビリティ情報等の有報開示を求める「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正

本改正は、2022年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(以下、DWG報告)における提言を受け、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正するものです。本改正では、主に、有価証券報告書(以下、有報)等において、サステナビリティに関する企業の取組みの開示(サステナビリティ全般に関する開示及び人的資本、多様性に関する開示)及びコーポレートガバナンスに関する開示(取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況等)を拡充しています。本改正は、2023年3月期に係る有報等から適用されます。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説速報(2023年2月6日)

【Information】

① 「記述情報の開示の好事例集2022」(サステナビリティ情報等に関する開示)

本事例集では、2022年6月に公表されたDWG報告における提言を踏まえ、サステナビリティ情報等に関する開示例が取りまとめられています。また、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」の参考となる開示例も紹介しています。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説速報(2023年2月2日)

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会 (IASB)、 IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準審 議会 (ISSB)

【公開草案】

① 国際的な税制改革—第2の柱モデルルール (IAS第12号の改訂案)

本公開草案は、IAS第12号「法人所得税」を改訂し、いわゆるBEPS2.0のうち、第2の柱モデルルールを採用して法制化された税制により生じるトップアップ税(適格国内ミニマムトップアップ税を含む)に関連する繰延税金の認識及び開示を、一時的に免除することを提案しています。また、第2の柱モデルルールを採用して法制化された税制及びそれにより生じる税金に関する追加の開示を要求することも提案しています。なお、本公開草案に対するコメントの募集は2023年3月10日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説速報(2023年1月16日)

米国財務会計基準審議会 (FASB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

関連情報

多くの企業に影響する最新の会計・開示情報を、
専門家がわかりやすく解説します。

home.kpmg/jp/act-ist

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、
あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

日本基準

[https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/
accounting-standards/j-gaap.html](https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/j-gaap.html)

IFRS基準

[https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/
accounting-standards/ifrs.html](https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/ifrs.html)

修正国際基準

[https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/
accounting-standards/jmis.html](https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/jmis.html)

米国基準

[https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/
accounting-standards/us-gaap.html](https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/us-gaap.html)

本稿に関するご質問等は、
以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

豊永貴弘

✉ azsa-accounting@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。